

告 示

埼玉県告示第千四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡神川町九郷阿保領用土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和二年十二月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

二 縦覧場所

神川町役場